

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（案）は、平成22年度補正予算（第1号）により実施する事業に係るものですが、補正予算成立後速やかに事業を実施するため、補正予算成立前に公表しているものです。
このため、今後、変更があり得ますので、あらかじめご承知おきください。

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（案）

制定
21 総合 第2074号
平成22年4月1日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成22年●●月●●日 22総合第●●号

第1 趣旨

世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により、我が国における食料を含めた各種資源の調達が将来的に不安定化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は著しく低下し、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれている状況にある。

このような状況に対応するためには、農林水産業と2次産業・3次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物その他の「資源」を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進することが重要である。

農山漁村6次産業化対策事業は、この「農山漁村の6次産業化」に資する施策を一体的かつ総合的に推進することを目的とするものである。

第2 目標

農山漁村6次産業化対策事業は、農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業との融合・連携等により、新たな付加価値を生み出し、農林水産業の成長産業化、食品産業の高度化及び新産業の創出を図ることを目標とする。

第3 事業の種類等

農山漁村6次産業化対策事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

第4 整備事業の推進

1 採択要件

整備事業（農商工等連携促進施設整備支援事業、農業主導型6次産業化整備事業及び農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業をいう。以下同じ。）の採択基準については別記1に、補助対象経費の範囲については別記2に掲げるとおりとする。

なお、整備事業の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び目標年度（以下「成果目標等」という。）については、大臣官房環境バイオマス政策課長、総合食料局長又は経営局長（以下「整備事業担当局長等」という。）が別に定めるところによる。

2 費用対効果分析等

事業実施主体は、整備事業を実施するに当たっては、投資に対する効果が

適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析又は経済性分析等については、次の(1)から(3)までに掲げる事業の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める者が別に定める手法を用いて費用対効果分析等を行うものとする。

(1) 農商工等連携促進施設整備支援事業 総合食料局長

(2) 農業主導型6次産業化整備事業 経営局長

(3) 農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業 大臣官房環境バイオマス政策課長

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長又は経営局長（以下「局長等」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

なお、第4の1により事業実施主体が設定する成果目標等については、事業実施計画に記載するものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、農山漁村6次産業化対策事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 事業の評価

整備事業の事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況及び施設等の利用状況について、整備事業担当局長等が別に定めるところにより、事業評価を行い、当該事業の事業実施計画を承認した事業承認者に報告するものとする。

第9 収益納付

1 事業実施主体は、局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。

2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第10 その他

1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配

慮するものとする。

- 3 農山漁村6次産業化対策事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる通知は、廃止する。
 - (1) 食品産業競争力強化対策事業実施要領（平成20年3月31日付け19総合第1744号農林水産事務次官依命通知）
 - (2) 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第9549号農林水産事務次官依命通知）
 - (3) 農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱（平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知）
 - (4) 環境バイオマス総合対策推進事業実施要綱（平成21年3月30日付け20環第268号農林水産事務次官依命通知）
- 3 2に掲げる通知により平成21年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年●●月●●日から施行する。

別表1 (第3関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
農山漁村6次産業化対策事業		
未来を切り拓く6次産業創出推進事業		
I 地産地消・販路拡大・価値向上		
農工商等連携支援事業	<p>1 地域農工商等連携促進対策事業</p> <p>(1) 連携企画検討 企画運営会議を開催し、今後目指すべき農工商等連携に向けた計画・構想や工程表等の作成又は次の(2)から(6)までの事業の企画検討及び事業評価等を行う。 また、必要に応じ、専門分科会の開催、本事業による活動内容等の情報提供及び農工商等連携の取組を推進するために必要なニーズ等の調査を行う。</p> <p>(2) コーディネーター活動支援 農工商等連携による新商品開発、販路拡大等の取組を促進するため、商品開発、マーケティング、ブランド化等に関する知見を有し、農工商等連携の取組(連携の構築、事業プランの確立から本格的な事業化まで)の企画や実施のための専門的又は総合的なサポートを行うコーディネーターを設置する。</p> <p>(3) 交流会開催 農工商等連携の取組を促進し、関係者を結びつけるための交流会や、国産農林水産物を活用した開発商品を出展対象とした展示・商談会(商品の販売を目的とするものを除く。)等を開催するとともに、その事業成果を検証するための調査を行う。</p> <p>(4) 連携人材育成 農工商等連携の取組に必要な技術力や、商品開発力、販売力等に優れた人材を育成するため、研修会・先進地調査研修等を開催するとともに、その事業成果を検証するための調査を行う。</p> <p>(5) 食品産業支援情報提供 食品産業が中核となった農工商等連携の取組を促進するため、食品産業への支援施策等の情報を収集・一括管理し、円滑な情報提供を行う。</p> <p>(6) 新商品開発・販路拡大支援</p> <p>① 新商品開発 農工商等連携により、国産農林水産物と加工技術を活用し、需要に即した新商品の開発に必要な試作、パッケージデザイン設計、衛生、安全性及び成分を検査するための分析等を行う。</p> <p>② 市場評価</p>	大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体

①により開発された試作品の試食会及びアンケート調査等の実施による消費者等の評価の集積を行う。

③ 販路拡大

農商工等連携により国産農林水産物を活用し製造される商品の販路拡大のため、全国規模の商談会への出展等を行う。

2 農商工等連携促進対策中央支援事業

(1) コーディネーター活動対策

① 検討委員会の開催

コーディネーター活動支援及び人材育成等の実施に係る課題整理、企画検討、取りまとめ等を行うとともに、③のコーディネーター登録の際の審査等を行う。

② コーディネーター人材育成研修

農商工等連携の枠組や協力体制の構築、事業創出等に係る企画などの各種相談等に対応するコーディネーターを育成するための研修会を開催する。

③ コーディネーターバンクの設置・運営

商品開発、マーケティング等の様々な分野について専門的な知識を有する者などをコーディネーターとして登録し、連携に取り組む者の求めに応じて最適な者を紹介するコーディネーターバンクを設置するとともに、当該バンクを運営し、コーディネーターの派遣等を行う。

④ コーディネーター活動支援

地域における農商工等連携の取組を支援するため、現地にコーディネーターを派遣し、商品開発やマーケティング等の課題に対する指導・助言等を行う。

⑤ 活動調査

地域の食品産業と農林水産業等との連携を促進するために組織化された団体（地域食料産業クラスター協議会）の活動内容を調査するとともに、優良な取組事例を分析し、関係者に広く普及する。

(2) 全国クラスター協議会活動

地域の食品産業と農林水産業等との連携構築を促進するため、地域食料産業クラスター協議会等を構成員とする全国クラスター協議会を組織し、食料産業クラスターの発展に資する取組を実施するとともに、販路拡大に資するマーケティング情報の提供等を行う。

(3) 地域食品ブランド・育成管理対策

① ブランド調査・ブランドアドバイザー派遣

地域で食品のブランド化に取り組む連携体の中から、更なるブランド化を目指す取組を選定し、消費者から見た当該ブランドのイメージ、関係者のブランドの利用状況等の調査を実施するとともに、ブランドアドバイザーを派遣し、当該ブランドの価値を高める取組を支援する。

② ブランド確立研修会

ブランドの活用事例を交えつつ、ブランド戦略の策定方法や当該戦略に基づく組織体制、ブランドの管理等について、地域食品のブランド化を目指す関係者等に対する研修会を開催する。

③ 地域食品ブランド表示基準推進

我が国における特色ある地域食品の表示基準を策定するとともに、当該表示基準及び策定された表示基準の商

品の普及等を行う。

(4) 農商工等連携促進対策

① 検討委員会の開催・先進事例調査

②の研修会の実施に係る具体的な課題整理、企画検討、取りまとめ等を行うとともに、当該研修会のための先進事例調査を行う。

② 農商工等連携研修会

今後農商工等連携の取組を目指す関係者等に対し、連携に当たっての課題解決に向けた研修会を開催する。

(5) 商談会等開催支援

農商工等連携により開発された商品等の販路拡大のための商談会を開催するとともに、必要に応じ、農商工等連携を推進するための事例発表会、事業者をサポートするための相談会や商品改善支援会、関係者のニーズ調査等を実施する。

(6) 農商工等連携情報提供支援

農商工等連携を推進するための食品産業と農林水産業の連携に係る実態調査等を行うとともに、農商工等連携の優良事例、支援施策、交流会・シンポジウム等のイベント情報、産地情報等を調査し、取りまとめを行い、農林水産業、食品産業、観光産業等の農商工等連携の関係者に対し、メールマガジンや情報誌の発行等により定期的に情報提供を行う。

(7) 食品産業構造調査

食品産業の生産構造及び財務状況に関する基礎データの整備及び調査分析を行う。

(8) 優良食品・企業等推奨

地域で生産される農林水産物を利用した地域色の豊かな食品等を対象とする表彰並びに食品産業の発展等に功績のあった企業、団体及び個人を対象とする表彰を行うため、表彰を受けようとする食品、企業等の募集・取りまとめ、審査会の開催、表彰等を行う。

3 技術促進対策事業

(1) 農商工等連携促進技術対策

① 全国食品産業技術開発戦略の作成

産業ニーズ・技術シーズを有する者の連携等による技術開発等に関する計画を作成する。

② 地域の技術連携の促進

産学官の連携・農商工等連携に向け、地域における農商工等連携促進技術に関する計画の作成等により、各地域における技術開発を核にした産学官連携形成を促進する。

③ 農商工等連携のための技術紹介・交流会等の開催

地域において、食品企業及び食品関連企業等を招集し、地域における大学、公設試験研究機関、独立行政法人等の研究成果を発表する技術紹介・交流会を開催する。

(2) 地域食品産業の技術開発力向上に資する支援

地域食品のブランド化に不可欠な機能性の高度な評価手法の技術指導等の技術支援を行う。

4 外食産業・農業等連携ビジネス確立事業

(1) 連携情報等総合発信調査検討

中食産業等と農業等との具体的な連携事例の調査を実

施し、その結果を広く発信するほか、中食事業者等が食材情報を提供している優良事例の調査、産地加工の推進方策の調査検討等を実施し、中食産業等と農業等との連携及び国産食材の利用推進のための情報を総合的に発信する。

(2) 外食中食産業・農業等連携ビジネス確立支援

産地において、外食・中食事業者及びこれらの関係事業者と農業者等との情報交換及び商談を行う交流会を実施するなど、具体的な連携ビジネスを確立する取組を支援する。

(3) 外食産業フェア開催

外食事業者の国産食材に関するニーズを生産地等に発信するためのフェアを開催する。

5 農水産物機能性活用推進事業

(1) 機能性成分の加工方法の整理・検討

産学官等の検討委員会を設置し、機能性成分の活用方法、食品加工に利用する上で注意すべき事項及び機能性成分を維持・向上できる加工方法の整理・検討を行う。

(2) 新商品の試作、市場性評価の実施等

農水産物に含まれる機能性成分を活用した新商品の試作及び試作した新商品に対する市場性評価を行うとともに、その評価結果等について情報提供を行う。

知的財産戦略
・ブランド化
総合事業

1 地域ブランド化・新需要創造支援事業

(1) 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業（全国段階）

地域ブランドの確立に向け、地域段階の取組を支援するための協議会の運営、プロデューサー会議等の開催及び地域ブランド化の取組効果の調査を行う。

(2) 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業（地域段階）

地域ブランドの確立に向け、以下の取組により、ブランド・コンセプトの設定、生産・品質管理、マーケティング力向上等の一貫した取組に対しアドバイスするプロデューサーや特定分野の専門家の招へい、機器整備等の支援を行う。

- ① プロデューサーの招へい
- ② 地域ブランド確立に向けた行動計画の策定
- ③ 特定分野の専門家の臨時招へい
- ④ 地域ブランド化を図るための調査の実施
- ⑤ 地域ブランド化を図るための基準の作成
- ⑥ 基準管理のために必要な機器の整備
- ⑦ 加工品等の開発
- ⑧ 名称、ロゴ、パッケージデザイン等の作成
- ⑨ 見本市等への出展
- ⑩ 情報発信

(3) 新需要創造フロンティア育成事業

① 農産物の機能性成分を発掘・評価し、栽培・加工技術データ等と連携させることにより、地域の中小企業や産地が事業化に有用な情報を入手し得る環境を整備する。

② 新食品・新素材について、その画期的な利用方法や、機能性成分などの有効性や安全性に関する最新の情報、想定される商品形態や市場規模などの情報を産地や民間企業などに提供するとともに、試験研究機関と結びつけることにより、関係者が一体となって事業化に取り組む「新需要創造協議会」の育成及び当該協議会による「新需要創造計画」の策定を支援する

③ 農産物の機能性成分等の分析及び流通チャネルを活用

大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体

	<p>した成分表示の実証を行い、機能性成分等の表示の普及に向けた取組を実施する。</p> <p>(4) 成分保証・分別管理システム確立推進事業 原料に一定の機能性成分などが含まれることを保証したり、他の食品・素材と分別して消費者に届けることなどにより、高品質な新食品・新素材を安定供給するシステムを確立するための取組を実施する。</p> <p>2 農林水産知的財産戦略総合推進事業</p> <p>(1) 我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題への対応 我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題への対応を行う。</p> <p>(2) 温暖化に対応した新品種の開発事業 国内外で温暖化に対応した品種を探索し、栽培・選抜を行い、野菜の新品種の開発を行う。</p> <p>(3) 農林水産業の現場における知的財産（技術・ノウハウ、研究技術開発の成果等）を活用するための情報収集、発信、活用手法の開発 農林水産業の知的財産の円滑な活用を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① AIシステムが生み出す知的財産上の諸問題の検討 ② 地域イノベーション事業 ③ 農林水産知的財産情報の集積、提供等</p>	
<p>食文化活用・創造事業</p>	<p>1 全国段階 食材や食文化の専門家、知的財産の専門家等により構成される委員会により、食文化を活用している先進事例調査を行い、知的財産面における課題・対策等について整理、分析及び情報提供等を行う。</p> <p>2 地域段階 地域の農林水産物を活用した料理について、知的財産権の取得を目指す主体が以下の取組を行う。</p> <p>(1) 検討会の開催 (2) 地域で生産された農林水産物を活用した創作料理の開発 (3) 地域食文化発信店の認定 (4) 情報発信による周知活動の実施 (5) 講演会等の開催の実施</p>	<p>大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体</p>
<p>日本型食生活支援事業</p>	<p>1 お弁当推進事業 複数の食品関係事業者等が連携して行うごはん食の弁当をテーマとした新市場開拓等のための販促活動として、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 事業検討委員会の設置 (2) 商業施設におけるごはん食の弁当関連商品連携販売事業 (3) お弁当講習会 (4) 効果測定の実施</p> <p>2 医師等を対象とした食育健康研修会 医師等の専門家を通じて、ごはん食の効用を健康面から消費者に分かりやすく発信してもらうために、医師等の専門家を対象として、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 食育健康研修会の開催 (2) 研修会の内容を取りまとめた普及・啓発資材等の作成・配布 (3) 効果測定の実施</p>	<p>大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体</p>

<p>II 流通の効率化・高度化</p>		
<p>食品流通効率化・高度化支援事業</p>	<p>1 一貫したコールドチェーン体制の整備事業 中央卸売市場の卸売業者又は地方卸売市場の開設者若しくは卸売業者（地方公共団体を除く。）が、生産者、小売業者、輸送業者等の市場関係者と連携して策定する品質管理高度化計画に基づき、卸売市場においてコールドチェーン体制を確保するためのリース方式による設備・機器の導入の取組を行う。</p> <p>2 食品流通高度化推進調査事業 卸売市場における現地調査等を通じ、品質管理の高度化を図るための体制の導入効果の分析と課題整理を行った上で、業界関係者や食品流通の専門家等からの指導・助言を反映させ、卸売市場における品質管理システムを現場に適用していくに当たっての重要点を整理した指針を作成する。</p> <p>3 食品流通効率化推進調査事業 (1) 輸送行程効率化調査事業 中小規模の食品流通業者等による共同配送等の流通の効率化について、調査とそれに基づく詳細な現状分析を行うとともに、取組を促進するに当たっての課題を整理し、その課題に対する解決方を検討する。</p> <p>(2) 包装・荷役作業効率化調査事業 通い容器等荷役の効率化や環境負荷低減に効果が見込まれる技術・手法について、調査とそれに基づく詳細な現状分析を行うとともに、当該技術・手法を円滑に広域利用させる仕組みを機能させるに当たって、我が国生鮮品流通の大宗を占める卸売市場流通を前提とした体制づくり等に関する課題を整理し、その課題に対する解決方を検討する。</p> <p>(3) 農業者所得向上流通調査事業 我が国で取り組まれている様々な直接販売の取組のうち代表的な販売方法について、流通・販売コストの分析や販売実態等の調査を行い、農業者所得の向上へ向けた各販売方法ごとの議題抽出や農業者のメリット・デメリットについて整理し公表する。</p> <p>4 次世代流通情報インフラ調査事業 フードチェーンの各段階の事業者が、加工食品の商品管理の更なる効率化を図るために、流通情報インフラについてどのような利用ニーズがあるかや費用対効果を網羅的に調査するとともに、ニーズの高かった流通情報インフラの最適な利用手法について調査・検討する。</p> <p>5 食品流通効率化・高度化推進事業 農林水産省による支援を得て取り組んだ事業をはじめ、これまでの食品流通の効率化等に係る取組事例の調査を行い、現状分析や課題整理などの検証を加えるとともに、今後、食品流通の効率化を一層推進する上で必要となる具体的な方策を検討する。</p>	<p>大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体</p>
<p>地域商店街等活性化支援事業</p>	<p>地域商店街等活性化推進事業 食品販売機能の強化や販売商品の付加価値創出に係る取組事例の調査を行い、現状分析や課題整理を行うとともに、今後、それらの取組を推進する際に必要となる食料品小売店の機能を維持・強化する方策を検討する。</p>	<p>大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体</p>

<p>Ⅲ 国際展開</p>		
<p>輸出総合支援事業</p>	<p>1 輸出に取り組む事業者向け対策 農林水産物・食品の輸出に取り組む民間団体等を対象に、今後輸出拡大が期待される品目について明確な輸出目標を設定し、次の（１）から（８）までの事業メニューの中から、必要とする事業メニューを選択して戦略的に輸出拡大プロジェクトを実施する取組を行う。</p> <p>（１）次世代技術者・輸出担当者育成 輸出先駆者、各種証明書取得の指導者等を講師とする研修会の開催、国内外の輸出先進地・流通現場における現状・実態把握、研修の実施等を行うことにより、輸出拡大プロジェクトを企画・実行するための人材の育成を行う。</p> <p>（２）海外市場開拓調査 ① 海外市場調査 海外において、市場の流通状況、消費者の嗜好、競合製品の販売状況、輸入慣行、知的財産権の権利取得制度等の調査を行う。</p> <p>② 市場開拓戦略・ブランド確立 ①の調査結果に基づき、市場開拓戦略の策定やブランドの確立に向けた検討会の開催等を行う。</p> <p>（３）産地PR・国内商談会 国内の輸出製品の生産地や加工地に輸出先国バイヤー等を招へいし、製品の紹介、生産方法のPR、商談会の開催等を行う。</p> <p>（４）海外試験輸送 輸出を安定的に行う上で必要な品質保持や、コスト・時間の削減を図るための試験輸送を行い、その結果の分析及び対応策の検討を行う。</p> <p>（５）輸出環境整備 輸出先国の各種基準への対応の検討・取得への取組、検疫官の招へいや知的財産権者と生産地が連携した海外進出組織体制の確立を行う。</p> <p>（６）海外販売促進活動 海外において、見本市への出展や商談会・試食会の開催等の販売促進活動、商品パンフレット等による効果的な広報活動を行う。</p> <p>（７）海外ニーズ製品の試作・実証 海外市場のニーズに合わせた加工食品について、加工・包装技術の活用による新しい輸出製品の試作や試作品の試食会を通じた市場性の把握、その結果のフィードバック等による新たな製品の開発を行う。</p> <p>（８）輸出プロモーターの活用 事業実施主体の外部から輸出に関する助言・提言等を得るため、輸出プロモーター（貿易実務経験や輸出に関する専門的知見を有する者をいう。）の活用を行う。</p> <p>2 マッチング対策 輸出志向のある農林漁業者等と現地需要者（輸入業者、卸売業者、小売業者等）とのマッチング（商談活動）の場を海外において設定するため、次の（１）及び（２）に掲げる取組を一体的に実施する。</p>	<p>大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体</p>

	<p>(1) 国内事業者への支援</p> <p>① 情報収集 事業を実施する国・地域の市場特性、輸出有望産品に係る情報収集を行う。</p> <p>② 参加者募集 実施箇所の市場特性を踏まえ、参加者の募集を行う。</p> <p>③ 研修・支援 参加者に対する説明会の開催及び商談活動準備に関する相談を受け付け、アドバイス等の支援を行う。</p> <p>(2) マッチング型商談会の企画・運営</p> <p>① 現地調整 実施箇所・時期・期間の調整、外国バイヤーのリストアップ・マッチング型商談会への招待及び事後の商談支援を行う。</p> <p>② 商談会の企画・運営 担当者派遣、マッチング型商談会の運営を行う。</p> <p>③ 広報活動 ダイレクトメール発送・広告等の現地需用者に対する広報を行う。</p> <p>④ 報告書作成 現地バイヤーの選定・招集方法、セミナー・試食会開催概要及びマッチングの成果等に関する報告書を作成する。</p>	
<p>農林水産物等輸出課題解決対策事業</p>	<p>輸出に取り組む産地等が直面している共通の課題について、解決策を提示するとともに、同様の課題に直面する他の産地等に普及するため、次の1及び2を一体的に実施する。</p> <p>1 輸出課題解決調査 輸出に取り組む産地等が直面する課題について、関係者により構成される輸出課題解決検討会を設置し問題意識を共有しつつ、解決策を提示するための調査及び研究を行う。</p> <p>2 普及啓発 1の成果を他の産地等に普及するため、報告会の開催、報告書の作成、情報提供システムの構築等を行う。</p>	<p>大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体</p>
<p>品種保護に向けたDNA品種識別技術確立事業</p>	<p>1 DNA品種識別技術の開発 海外へ輸出する農産物の品種をDNAレベルで識別する技術（DNA品種識別技術）の開発を行う。</p> <p>2 DNA品種識別技術の妥当性の確認 海外へ輸出する農産物のDNA品種識別技術の妥当性の確認を行う。</p>	<p>大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体</p>
<p>海外外食事業者向け日本産食材輸出促進事業</p>	<p>1 実証事業活動支援等 海外の外食事業者（日本食レストラン関係者等）と、日本国内の農林漁業者・食品加工業者とが連携して、調達コスト削減のための食材ロットのとりまとめ、鮮度を維持するための効率的な物流ルートを選定等を行って共同調達を実施し、問題点の抽出とその解決方策を実践的に検証するための取組を行う。</p> <p>2 海外日本食フェア等開催支援 海外の都市単位で複数の日本食レストラン等が共同して行う日本産食材を使ったフェア等の開催を支援し、現地消費者</p>	<p>大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体</p>

	<p>の日本食材に対する消費を刺激し、販路開拓につなげるための取組を行う。</p> <p>3 海外外食事業者向け商談会等出展支援 輸出に意欲のある国内の生産者、食品事業者等に、海外の幅広いレストラン関係者が主催する商談会等に出展させることにより、具体的なビジネスにつなげるための取組を行う。</p>	
<p>東アジア食品産業海外展開支援事業</p>	<p>1 国内対策</p> <p>(1) 海外情報共有化の促進 国内の食品産業が、東アジア各国（中華人民共和国、大韓民国、ASEAN諸国及びインドをいう。）への投資を検討するに当たって必要となる情報について、収集・整理分析し、国内食品産業にワンストップで提供する。</p> <p>(2) 知的財産保護・技術流出の防止 知的財産の保護や意図せざる技術流出の防止を図るため、情報交換会等を行う。</p> <p>(3) 進出可能性調査 具体的な業界・業種について、現地の市場動向、原料事情等進出可能性に関する調査を実施する。</p> <p>(4) 投資研修会開催・投資ミッション団派遣</p> <p>① 国内投資研修会 国内食品企業の潜在的な投資マインドを喚起し、投資機会のロスを防ぐため、食品企業等を対象に、海外現地情報、海外進出成功事例等の研修会の開催を行う。</p> <p>② 投資ミッション団の派遣支援 東アジア各国への事業展開を検討している企業の投資決定に資するため、現地市場や成功を収めている日系企業等を視察するミッション団の派遣に必要な企画・連絡調整等を行う。</p> <p>2 海外現地対策</p> <p>(1) 海外連絡協議会活動支援 東アジア各国の主要都市に海外連絡協議会を設置し、現地において円滑な事業運営を図るために必要な情報収集・整理・提供等を実施する。</p> <p>(2) 現地研修会開催 東アジア各国において、相手国政府担当者、国内外の専門家等を招へいし、現地日系企業駐在員等を対象とした研修会や、日系企業の現地人スタッフ等を対象とした研修会を開催する。</p> <p>3 パートナーシップ形成</p> <p>(1) 優良パートナーシップ推進 海外進出において、現地での企業活動（原料確保、製造、販売等）を円滑に実施していくために欠かせない、パートナーシップ形成に関する情報収集・形成要因の分析、優良事例普及のための報告会等を実施する。</p> <p>(2) 規格基準・分析方法等調査 東アジア地域内での円滑なビジネス展開に資するため、食品等の規格・基準、残留農薬の分析方法等に関する調査、各国専門家によるワークショップ開催等を行う。</p> <p>4 技術的課題解決支援</p> <p>(1) 中小企業等技術実証支援</p>	<p>大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体</p>

	<p>食品製造業等が国内での食品技術を現地において適用する際の課題に対する解決方法の検討、改良に向けた取組及び改良機材での実証活動を行う。</p> <p>(2) 共同技術実証支援 食品製造業等が東アジア各国の研究機関と連携を取りながら、日本国内での食品技術を現地において適用する際の課題に対する解決方法の検討、改良に向けた取組及び改良機材での実証活動を行う。</p> <p>(3) 専門家による助言・指導等支援 (1) 又は (2) と併せて東アジアへの円滑な事業展開を進めるに当たって必要となる専門家からの技術的な助言・指導、(1) 又は (2) に係る成果の普及のための成果報告会等を行う。</p>	
<p>IV 資源・環境対策</p>		
<p>バイオマス資源活用促進事業</p>	<p>1 バイオマス資源利用可能性調査事業 食料供給と両立する第2世代バイオ燃料の原料として地域の特性に応じた農林水産物の生産及び利用可能性について実地調査を実施する。なお、調査実施に当たっては、関係者の連携を図るとともに各地域におけるバイオ燃料等の利活用の推進を図るため、地域ごとの「バイオマス資源活用促進協議会」(以下この項において「協議会」という。)を大臣官房環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより設立する。</p> <p>2 国産バイオ燃料等普及促進事業 (1) 意識改革に向けた普及啓発 協議会の全国組織であるバイオマス資源活用促進全国会議を開催するとともに、すべての協議会で実施する事業の進捗状況報告・情報共有や、最新の施策等の動向についての情報提供等により、全国的なバイオマスの利活用の拡大に向けた普及・啓発を行う。</p> <p>(2) バイオマス利活用コーディネーターの養成 国産バイオ燃料の利活用、バイオマスタウン構想の策定・実現等バイオマスの利活用を推進するため、効率的なバイオマスの収集・運搬の方法、エネルギーや製品への変換方法、利用の方法、農林水産分野における温室効果ガス削減の取組等に関して豊富な知見を有するとともに、関係者間の調整など「現場で働くことのできる」地域の取組のコーディネーターとなる人材の育成を実施する。</p>	<p>大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体</p>
<p>食品産業環境対策支援事業</p>	<p>1 食品産業グリーンプロジェクト推進総合対策事業 (1) 食品廃棄物発生抑制推進事業 食品廃棄物の発生抑制を推進するため、食品廃棄物の業種別の発生状況を具体的に把握した上で、食品関連事業者等に向けて食品廃棄物の発生抑制に係る法制度や具体策の周知を行う。</p> <p>(2) 技術の改良による食品廃棄物新規用途開発推進事業 ① 推進事業 技術の改良に向けた取組についての検討内容や成果を普及推進するための成果報告会などを開催する。 ② 技術実証事業 食品製造業者等が、これまでに開発された技術の改良により、食品廃棄物の新規用途開発に向けた事業化を図るための取組を行う。</p>	<p>大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体</p>

(3) フードバンク活動推進事業

① 検討会の開催

フードバンク又はフードバンク活動を行おうとする者、食品関連事業者及び福祉施設等で構成されるフードバンク活動推進検討会を設置し、フードバンク活動の具体的な取組計画やルール等の検討を行う。

② 研修会等の開催

食品関連事業者、福祉施設等にフードバンク活動の内容等を説明するための研修会等を開催する。

③ 専門家による指導・助言

物流、食品衛生、法務、会計等の専門家にフードバンク活動を行うに当たっての指導・助言を受ける。

(4) 食品リサイクル・ループ構築促進事業

① 検討会の開催

食品関連事業者、再生利用事業者、農業者等で構成される食品リサイクル・ループ構築検討会を設置し、食品リサイクル・ループの具体的な取組計画等の検討を行う。

② 研修会等の開催

関係者に食品リサイクル・ループの内容等を説明するための研修会等を開催する。

③ 専門家による指導・助言

食品リサイクルのコンサルタント等の専門家に食品リサイクル・ループを構築するに当たっての指導・助言を受ける。

(5) 食品廃棄物効率的収集体制構築促進事業

① 検討会の開催

食品関連事業者、収集運搬業者、再生利用事業者等で構成される食品廃棄物効率的収集体制構築検討会を設置し、食品廃棄物を効率的に収集するための検討を行う。

② 研修会等の開催

関係者に食品廃棄物の効率的な収集体制等を説明するための研修会等を開催する。

③ 専門家による指導・助言

食品リサイクルのコンサルタント等の専門家に食品廃棄物の効率的な収集体制を構築するに当たっての指導・助言を受ける。

(6) 食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業

食品関連事業者の事業場で発生する製造副産物等を、食品事業者自らの事業場で肥飼料化を行うための設備を導入する。

2 食品産業CO2削減促進対策事業

(1) 排出削減のための具体的方策の検討

食品産業の中小事業者を対象としたCO2排出削減の取組事例の紹介やCO2の見える化等温室効果ガスの排出削減に係る研修会を開催するとともに、取組の遅れている業種を対象として、削減指針を作成し、具体的な取組を促すための研修会を開催する。

また、研修会終了後、アンケート等の実施により、参加者のCO2排出削減に関する取組状況等を把握する。

(2) 事業者による優良取組事例の普及

事業者の取り組んでいるCO2削減事例を収集・分析し、優良事例に対する農林水産大臣表彰等の実施や報告書を作成・配布するなどのCO2削減の積極的な普及活動を行う。

3 容器包装リサイクル法コンプライアンス推進事業

食品関連事業者等の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容

	<p>器包装リサイクル法」という。)に係るコンプライアンス(法令の遵守及び企業倫理の保持等)の促進を図るため、制度全般の定着・浸透、法令違反が関係企業との関係や経営に与える影響等の周知を図る研修会を開催し、研修会終了後にはアンケート等を実施して、参加者が制度やコンプライアンスの重要性等について理解したかどうかを把握する。</p> <p>また、容器包装リサイクル法に係る法令遵守のためのパンフレットの作成等を行う。</p>	
<p>V 品質管理・コンプライアンスの徹底を通じた企業体質の強化</p>		
<p>食品産業品質管理向上推進事業</p>	<p>1 HACCP等普及促進事業</p> <p>(1) 低コスト導入手法構築等の実施</p> <p>HACCP手法の導入が遅れている中小規模層の食品製造事業者を中心に、低コスト導入手法の構築(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)第4条に基づいて認定された食品の種類ごとの高度化基準に則したもの)や、HACCP導入研修、導入促進に必要な調査(HACCP導入状況調査、欧米諸国の義務化の状況等)等を実施する。</p> <p>(2) HACCP責任者・指導者養成研修等の実施</p> <p>中小規模層の食品製造事業者等において、HACCP手法に関して責任を持って推進できる人材及びHACCPに係る取組を的確に指導できる人材を養成するための研修、指導者等の専門家を登録・紹介する体制の構築(HACCP手法に関する相談・指導、一般的衛生管理の徹底に関する相談・指導等)、HACCP手法に関する情報の収集・整備、ホームページを活用した情報提供等を実施する。</p> <p>(3) 指導者等の専門家活用支援</p> <p>中小規模層の食品製造事業者等が、(1)で構築された低コスト導入手法によりHACCP手法の導入に取り組む場合に、指導者等の専門家の活用を支援する。</p> <p>(4) 食品の全社的品質管理体制づくりの普及啓発</p> <p>中小規模層の食品製造事業者を中心に、HACCPを核とした食品の全社的な品質管理体制づくりを推進するための研修や運用体制指導等を実施する。</p> <p>(5) 消費者と連携したHACCP導入促進対策等の実施</p> <p>消費者のHACCP手法の認知度向上を図り、フードチェーンの川下からの関心の高まりが食品製造事業者のHACCP導入のインセンティブとなるよう、消費者団体による又は消費者団体等と連携した普及啓発及び必要な調査(認知度調査等)等を実施する。</p> <p>2 一般的衛生管理徹底事業</p> <p>(1) 一般的衛生管理の徹底に必要な手法の検討</p> <p>HACCP手法の導入が直ちに困難な零細規模層の食品製造事業者において、HACCP手法導入の前提となる一般的衛生管理の徹底に必要な基礎的調査(衛生管理に関する文書化の状況等)、実施手法の検討等を実施する。</p> <p>(2) 一般的衛生管理徹底研修等の実施</p> <p>HACCP手法の導入が直ちに困難な零細規模層の食品製造事業者に対して、HACCP手法の導入の前提と</p>	<p>大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体</p>

	なる一般的衛生管理を徹底するための研修等を実施する。	
食品産業信頼性向上対策支援事業	<p>1 食品企業信頼確保対策支援事業</p> <p>(1) コンプライアンス確立研修会の実施 食品企業において、社内の業務リスクを洗い出し、法令遵守体制、緊急時における対応方針の策定や対応体制、情報伝達体制等社内体制の整備等が実践されるよう、食品企業を対象としたコンプライアンス確立のための実践的な研修会を実施する。</p> <p>(2) 情報収集提供の推進 食品事業者の食品事故発生時において、食品事業者が告知した被危害等情報の告知状況、事故発生原因等を分析し、その結果を広く食品関係業界団体・事業者へフィードバックするとともに、被危害等情報を収集して、消費者に対してホームページ等を利用して広く情報提供する仕組みを構築する。</p> <p>2 食品産業表示推進支援事業</p> <p>(1) 原産地表示実施状況調査 ガイドラインによる原産地表示の進捗状況及び問題点を把握するための事業者・消費者アンケートを実施するとともに、原産地表示に関する双方の理解を深めるための意見交換会を開催する。</p> <p>(2) 原産地表示アドバイザーの育成 原産地表示に意欲を有し、関連する法令と当該ガイドライン等のルールとの関係や注意事項等を分かりやすく整理し、地道な普及啓発活動の中心（キーパーソン）として活動することが期待される企業担当者等を原産地表示アドバイザーとして育成する。</p>	大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体
VI 緑と水の環境技術革命プロジェクト		
緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	「緑と水の環境技術革命総合戦略」に位置付けられる重点分野や新技術等、農山漁村の資源を活用した新たな事業の創出につながる可能性のある技術について、採算性や実用化に向けた技術課題の検討等の事業化可能性調査を行う。	大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体
VII 農の成長戦略の推進		
食を核とした地域活性化支援事業	<p>1 枠組構築事業 枠組構築推進検討委員会を開催し、地域が一体となった地域興しの取組を行うため、農林水産業、食品産業、観光業等幅広い関係者が参画した推進体制を構築するための合意形成に向けた取組を行う。</p> <p>2 事業戦略策定・ブラッシュアップ事業 事業戦略企画検討委員会を開催し、地域興しの目標や工程表を作成するとともに、当該目標及び工程表の内容を踏まえ、新商品・メニューの選定及び開発計画の策定並びに事例調査等を行う。</p> <p>(1) 事業戦略企画検討委員会の開催 地域興しの目標や工程表を策定するとともに、当該目標及び工程表の内容を踏まえ、新商品・メニューの選定</p>	大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体

	<p>及び開発計画の策定等を行う。</p> <p>(2) 事業戦略策定・ブラッシュアップ調査 (1) の取組を行うための事例調査等を行う。</p> <p>3 新商品・メニュー開発事業 国産農林水産物を活用し、かつ消費者の需要に即した新商品・メニューの試作品及びパッケージデザインの開発を行うとともに、市場調査・評価等を行う。 (1) 新商品・メニューの試作品開発 国産農林水産物を活用し、かつ消費者の需要に即した新商品・メニューの試作品の開発等を行う。 (2) パッケージデザイン開発 パッケージデザインの開発等を行う。 (3) 市場調査・評価の実施 (1) 及び(2)により開発された試作品についてアンケート調査等を行い、消費者等の評価の集積を行う。</p> <p>4 販路拡大を核とした地域活性化事業 国産農林水産物を活用し開発された新商品の販路拡大を核とした地域と地域外が交流する取組を行う。 (1) 運営会議の開催 (2) の交流会の実施に関する運営会議を開催し、課題の整理、企画検討等を行うとともに、各種広報資料の作成等を行う。 (2) 交流会の開催 3により開発された新商品・メニューの販路拡大を目的に地域と地域外が交流するための交流会を開催するとともに、必要に応じて事前説明会を開催する。</p> <p>5 報告書の作成 本事業による取組に関する報告書の取りまとめを行う。</p>	
6次産業化推進人材育成事業	<p>1 検討委員会の開催 検討委員会を開催し、6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する人材を育成するための研修会の開催に関する企画検討、研修カリキュラムの作成等を行う。</p> <p>2 人材育成研修の実施 (1) 実務研修 6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する者を対象とした農林水産物の生産技術や食品の衛生管理、加工技術、マーケティング等の6次産業化に関する専門的知識について総合的に習得させる研修会を開催する。 (2) 実地研修 (1) の実務研修の研修者を対象とした、マーケティングや商品調達に関する知見を民間企業で学ぶ研修会及び農林水産物の生産技術などを農林漁業者等のもとで学ぶ研修会を開催する。</p>	大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体
農山漁村6次産業化対策整備事業		
未来を切り拓く6次産業創出事業		
I 地産地消・販路拡大・価値向上		
農商工等連携促進施設整備	農林漁業者と食品の製造等を行う民間事業者が安定的取引関係を確立し、地域の資源である農林水産物を活用した新商	大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際

支援事業	品等の事業化を促進するため、食品の加工・販売施設、農林漁業用機械施設の整備等を行う。	部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体
農業主導型6次産業化整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 6次産業化法人（農業生産のみならず、加工・流通・販売等についての新たな取組を行う農業法人等をいう。以下同じ。）が加工・流通・販売等についての新たな取組を行う場合に必要となる機械・施設等の整備及びこれと併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等の整備を行う。 2 6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等が1の整備と併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等の整備を行う。 	大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体
II 資源・環境対策		
農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業	農山漁村の太陽光エネルギーを活用し地球温暖化防止に貢献するとともに、農林漁業及び関連事業の経営の安定、省エネ・省コスト化を実現するため、農作物の保冷倉庫、畜舎、バイオマス変換施設等の農林水産業に関連する施設への太陽光パネルの設置を実施する。	大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体

別表2（第5関係）

農山漁村6次産業化対策事業に係る承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
農商工等連携支援事業の事業実施主体	
特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、地域農商工等連携促進対策事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長
沖縄県に所在しており、地域農商工等連携促進対策事業に取り組む事業実施主体	沖縄総合事務局長
その他の事業実施主体（全国団体、北海道の団体など）	総合食料局長
知的財産戦略・ブランド化総合事業の事業実施主体	生産局長
食文化活用・創造事業の事業実施主体	生産局長
日本型食生活支援事業の事業実施主体	総合食料局長
食品流通効率化・高度化支援事業の事業実施主体	総合食料局長
地域商店街等活性化支援事業の事業実施主体	総合食料局長
輸出総合支援事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策に係る林産業分野及び水産業分野の事業実施主体	大臣官房国際部長
輸出総合支援事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策に係るその他の事業実施主体	
輸出を促進しようとする製品の産地等が特定の地方農政局の管轄区域(注)にある事業実施主体	地方農政局長
輸出を促進しようとする製品の産地等が沖縄県に	沖縄総合事務局長

	ある事業実施主体	
	その他の事業実施主体(全国団体、北海道の団体など)	大臣官房国際部長
	輸出総合支援事業のうちマッチング対策の事業実施主体	大臣官房国際部長
	農林水産物等輸出課題解決対策事業	大臣官房国際部長
	品種保護に向けたDNA品種識別技術確立事業の事業実施主体	生産局長
	海外外食事業者向け日本産食材輸出促進事業の事業実施主体	総合食料局長
	東アジア食品産業海外展開支援事業の事業実施主体	総合食料局長
	バイオマス資源活用促進事業の事業実施主体	
	バイオマス資源利用可能性調査事業の実施地区が特定の地方農政局の管轄区域(注)にある事業実施主体	地方農政局長
	バイオマス資源利用可能性調査事業の実施地区が沖縄県にある事業実施主体	沖縄総合事務局長
	バイオマス資源利用可能性調査事業の実施地区が北海道にある事業実施主体 国産バイオ燃料等普及促進事業の事業実施主体	大臣官房環境バイオマス政策課長
	食品産業環境対策支援事業の事業実施主体	
	特定の地方農政局の管轄区域(注)に所在しており、食品産業グリーンプロジェクト推進総合対策事業のうちフードバンク活動推進事業、食品リサイクル・ループ構築促進事業、食品廃棄物効率の収集体制構築促進事業又は食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長
	沖縄県に所在しており、食品産業グリーンプロジ	

<p>ェクト推進総合対策事業のうちフードバンク活動推進事業、食品リサイクル・ループ構築促進事業、食品廃棄物効率的収集体制構築促進事業又は食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業に取り組む事業実施主体</p>	<p>沖縄総合事務局長</p>
<p>その他の事業実施主体（全国団体、北海道の団体など）</p>	<p>総合食料局長</p>
<p>食品産業品質管理向上推進事業の事業実施主体</p>	<p>総合食料局長</p>
<p>食品産業信頼性向上対策支援事業の事業実施主体</p>	<p>総合食料局長</p>
<p>緑と水の環境技術革命プロジェクト事業の事業実施主体</p>	<p>大臣官房環境バイオマス政策課長</p>
<p>食を核とした地域活性化支援事業の事業実施主体</p>	<p>総合食料局長</p>
<p>6次産業化推進人材育成事業の事業実施主体</p>	<p>総合食料局長</p>
<p>農商工等連携促進施設整備支援事業の事業実施主体</p>	
<p>北海道に所在する事業実施主体</p>	<p>総合食料局長</p>
<p>沖縄県に所在する事業実施主体</p>	<p>沖縄総合事務局長</p>
<p>その他の都府県に所在する事業実施主体</p>	<p>地方農政局長</p>
<p>農業主導型6次産業化整備事業の事業実施主体のうち6次産業化法人</p>	
<p>北海道に所在する事業実施主体</p>	<p>経営局長</p>
<p>沖縄県に所在する事業実施主体</p>	<p>沖縄総合事務局長</p>
<p>その他の都府県に所在する事業実施主体</p>	<p>地方農政局長</p>
<p>農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業の事業実施主体</p>	

太陽光パネルの設置箇所が特定の地方農政局の管轄区域（注）にある事業実施主体	地方農政局長
太陽光パネルの設置箇所が沖縄県にある事業実施主体	沖縄総合事務局長
太陽光パネルの設置箇所が北海道にある事業実施主体	大臣官房環境バイオマス政策課長

（注）地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令（平成12年政令第253号）第91条に定める管轄区域である。

別記 1

採択基準

事業の種類	事業の区分	採 択 要 件
農山漁村 6 次産業化対策整備事業	農商工等連携促進施設整備支援事業	<p>1 農林漁業者と食品産業事業者との間で、新商品等の原材料となる連携農林水産物（商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している農林水産物をいう。以下同じ。）について、今後 3～5 年間、安定的に取引を行うことが見込まれること。</p> <p>2 目標年度（1 の安定的に取引を行う期間の最終年度をいう。）において、次に掲げるすべての要件を満たすことが見込まれること。</p> <p>(1) 食品産業事業者が商品の加工・販売に使用する連携農林水産物の仕入金額のうち、50%以上を当該安定的取引関係を確立する農林漁業者から調達すること。</p> <p>(2) 食品産業事業者が商品の加工・販売に使用する連携農林水産物にあつては、すべて地域で生産した農林水産物であることを基本とすること。</p> <p>(3) 当該商品の加工・販売に使用するすべての原材料農林水産物のうち、地域の農林水産物の仕入金額割合が80%以上であることを基本とすること。</p> <p>3 総合食料局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。</p>
	農業主導型 6 次産業化整備事業	<p>1 経営局長が別に定める事業実施計画の承認基準を満たしていること。</p> <p>2 その他経営局長が別に定める成果目標を設定していること。</p>
	農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業	<p>1 農林水産業に関連する施設に電力を供給する取組であること。</p> <p>2 設置する太陽光パネルの規模が 10KW以上であること。</p> <p>3 大臣官房環境バイオマス政策課長が別に定める要件及び基準を満たしていること。</p>

別記 2

補助対象経費の範囲

事業の種類	事業の区分	施設の区分	補助対象経費
農山漁村 6 次産業化対策整備事業	農商工等連携促進施設整備支援事業	<p>1 食品の加工・販売のために必要な機械・施設</p> <p>2 農林水産物の生産のために必要な機械・施設</p>	<p>助成の対象は、次に掲げる施設の整備のための経費とする。</p> <p>1 農林漁業者と食品の製造等を行う民間事業者との間で、新商品等の原材料となる連携農林水産物を有効に活用した食品の加工・販売に必要な不可欠な、当該新商品等の製造過程の特殊性に対応した機械・施設</p> <p>2 1 の附帯施設（当該商品の加工・販売の用途に使用されるものに限る。）</p> <p>助成の対象は、次に掲げる施設の整備のための経費とする。</p> <p>1 新規作物導入支援施設 2 育苗施設 3 農林水産物運搬施設 4 営農飲雑用水施設 5 高生産性農業用機械施設 6 特用林産物生産施設 7 種苗生産・蓄養殖施設 8 農林水産物処理加工施設 9 乾燥調製貯蔵施設 10 農林水産物集出荷貯蔵施設 11 1 から10までの附帯施設</p>
	農業主導型 6 次産業化整備事業	<p>1 6 次産業化法人が加工・流通・販売等についての新たな取組を行う場合に必要となる機械・施設等及びこれと併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等</p>	<p>6 次産業化法人が事業実施主体となる場合の助成の対象は、次に掲げる機械・施設等の整備のための経費とする。</p> <p>1 加工・流通・販売等に関する機械・施設等 (1) 農畜産物集出荷貯蔵施設 (2) 農畜産物加工施設 (3) 農畜産物販売施設 (4) 農畜産物提供施設 (5) 未利用資源活用施設 (6) 建物用地整備 (7) (1) から (6) までの附帯施設</p> <p>2 生産に関する機械・施設等 (1) 簡易土地基盤整備 (2) 農業用水施設 (3) 高生産性農業用機械施設 (4) 乾燥調製貯蔵施設 (5) 育苗施設 (6) 高品質堆肥製造施設 (7) 新技術活用種苗等供給施設 (8) (1) から (7) までの附帯施設</p> <p>3 特認施設等 (1) 1 及び 2 に掲げる機械・施設等以外であって、地方農政局長等が必要と認める機械・施設等 (2) (1) の附帯施設</p>

		<p>2 6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等が1の整備と併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等</p>	<p>連携法人が事業実施主体となる場合の助成の対象は、次に掲げる機械・施設等の整備のための経費とする。</p> <p>1 生産に関する機械・施設等 (1)簡易土地基盤整備 (2)農業用水施設 (3)高生産性農業用機械施設 (4)乾燥調製貯蔵施設 (5)育苗施設 (6)高品質堆肥製造施設 (7)新技術活用種苗等供給施設 (8)(1)から(7)までの附帯施設</p> <p>2 特認施設等 (1)1に掲げる機械・施設等以外であって、地方農政局長等が特に必要と認める生産に関する機械・施設等 (2)(1)の附帯施設</p>
<p>農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業</p>	<p>太陽光パネルの設置</p>	<p>1 工事費 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等太陽光パネル整備に必要な経費</p> <p>2 設計費 太陽光パネル設置工事に必要な機械装置の設計費及びシステム設計費(耐震設計のボーリング調査など耐震等調査費を含む。)</p> <p>3 設備費 太陽光パネル設置工事に必要な機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配・変電設備及びこれらに附帯する設備の購入、製造(改造を含む。)、据付け、輸送及び保管に要する経費</p> <p>4 その他 太陽光パネル設置工事のために直接必要なその他経費(工事負担金(電力))</p>	